

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいむ(以下「法人」という。)評議員の報酬・実費弁償等について必要な事項を定める。

(評議員会への出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が、評議員会以外の日において、法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	10,000 円	5,000 円

別表 2

項 目	報 酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	10,000 円	5,000 円

別表 3

項 目	報酬 (1 日)	旅 費
報酬及び旅費	20,000 円	10,000 円